2　特定事業主は、前項に掲げる事項を公表するに当たっては、同項第一号イに掲げる事項は、その任用する全ての職員に係る実績及び職員のまとまりごとの実績を、同号ニ、ホ及びト並びに第二号ロ、ニ及びホに掲げる事項は、職員のまとまりごとの実績を、それぞれ公表するものとする。この場合において、同一の職員のまとまりに属する職員の数が職員の総数の十分の一に満たない職員のまとまりがある場合は、勤務形態が異なる場合を除き、職務の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。

3　特定事業主は、次の各号に掲げる事項の公表に併せて、当該各号に定める事項の公表に努めるものとする。

2　特定事業主は、前項に掲げる事項を公表するに当たっては、同項第一号イからハまで並びに第二号ロ、ホ及びトに掲げる事項は、職員のまとまりごとの実績を、同項第一号トに掲げる事項は、その任用する全ての職員に係る実績及び職員のまとまりごとの実績を、それぞれ公表するものとする。この場合において、同一の職員のまとまりに属する職員の数が職員の総数の十分の一に満たない職員のまとまりがある場合は、勤務形態が異なる場合を除き、職務の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。

3　特定事業主は、次の各号に掲げる事項の公表に併せて、当該各号に定める事項の公表に努めるものとする。

改正後	改正前
一　第一項第一号ハに掲げる事項　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率	一　第一項第一号ホに掲げる事項　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率
二　第一項第二号イに掲げる事項　当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合	二　第一項第二号イに掲げる事項　当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合
［号を削る。］	三　第一項第二号ニに掲げる事項　内部部局等以外に勤務する職員に係る同様の事項
［4・5　略］	［4・5　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第百十三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

総務大臣　林　芳正

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）	（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）
第十六条の二　令和七年度に限り、地方揮発油譲与税の基準税額は、第二十九条の規定にかかわらず、東京都にあつては〇・九七三を乗じて得た額から第一号に定める額を控除した額とし、その他の道府県にあつては〇・九七二を乗じて得た額から第二号に定める額を控除した額とする。	**第十六条の二**　令和七年度に限り、第二十九条中「〇・九七二」とあるのは、「東京都にあつては〇・九七三、その他の道府県にあつては〇・九七二」とする。
一　次の算式によつて算定した額	
算式	
A×0.00131118579	
算式の符号	
A　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第２条に係る額の合算額	
二　次の算式によつて算定した額	
算式	
B×0.00131118826	
算式の符号	
B　前号の算式の符号Aに同じ。	